

「上海における料理体験イベントを活用した沖縄観光プロモーション業務」に係る

企画提案コンペティション質問回答

	質 問	回 答
1	<p>仕様書 2. (1) 及び (2) 訴求コンテンツ方針「県内観光施設等の防疫体制」について</p> <p>今後の感染状況を考えると沖縄誘客の上でも、防疫体制は大切な訴求必要要素だと思います。しかし、県内観光施設等の防疫体制は、手指消毒・マスク着用・距離の確保等の推奨が多いと推測され特別な対応は少ないと思います。一方で、仕様書の訴求コンテンツ方針の項では、防疫体制は二番目に記述されております。</p> <p>そこで、お聞きしたいのは、訴求コンテンツ方針の項に記されている各記述内容は、コンテンツ作成に必要な要素を示すもので、取上げる優先順位を示すものではない。と理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>訴求コンテンツ方針で示す内容につきましては、優先順位を示すものではないと推測され特別な対応は少ないと思います。一方で、仕様書の訴求コンテンツ方針の項では、防疫体制は二番目に記述されております。</p> <p>そこで、お聞きしたいのは、訴求コンテンツ方針の項に記されている各記述内容は、コンテンツ作成に必要な要素を示すもので、取上げる優先順位を示すものではない。と理解してよろしいでしょうか？</p>
2	<p>仕様書 4.委託内容 (2) ① 【メニュー、紹介食品・食材】（オ）なお、イベント当日は会場で、沖縄県上海事務所との協議に基づき、県産品の販売も予定している上記内容の商品販売対応について</p> <p>中国に輸入され流通している県産品の取扱事業者若しくは販売事業者の方が、イベント当日の商品手配・搬入（貿易や配送）・商品展示・発票発行等の販売に係る一連の業務を行うという前提で理解して宜しいでしょうか？</p>	<p>イベント当日に商品販売を行うことが確定した際には、上海事務所にて指定する事業者にて、販売にかかる一連の業務を対応して頂きます。なお、販売は確定していない為、委託事業者が確定次第、イベント準備と併せて調整する予定でございます。</p>
3	<p>コンソーシアムでの参加申込の際の提出書類について</p> <p>企画参加申込み期限までに、幹事企業は参加申込書（様式2-①②）の原本提出が必要と理解いたしました。</p> <p>その際に、コンソーシアムでの参加申込みの際、共同企業体も様式2-②適格性確認書の提出は必要でしょうか？</p>	<p>共同企業体で申し込みする場合、県外や海外拠点に関わらず、全社分の原本を期日までに提出する必要があります。正式な電子印又は電子署名であれば、データのみ提出が可能です。</p> <p>なお、幹事企業様及び共同企業体を構成するすべての事業者様は、本業務応募要綱の4.応募資格を満たす必要があります。（応募資格は、日本国内の法律、反社会勢力、税などに関する記載となっておりますが、海外企業の場合、海外現地における同等の資格を満たすこととします。）</p>
4	<p>情報発信において記載されていた「沖縄の自然、食文化、歴史の魅力」や、「天然・自然素材、健康的」をPRした動画素材はありますか？あれば、当目的達成にむけて、イベント時の動画放映を検討しております。</p>	<p>OCVBIにて管理しているYoutubeチャンネル【VISIT OKINAWA JAPAN】からいくつか選定し、イベント時に動画データを放映して頂くことは可能です。但し、編集・加工等は出来かねます。</p>
5	<p>上海にある企業との共同企業体で申請予定です。プレゼンテーション審査では、上海側からもzoomで参加は可能でしょうか？</p>	<p>最終審査会のZOOMプレゼンテーション時に上海から参加して頂くことは可能です。最終審査会前日に1次審査を通過した事業者に対し、事前のオンラインプレゼンテーション確認を行い、通信具合をご確認頂きます。</p>
6	<p>沖縄の「食」をテーマとした動画素材制作はすでに制作された高品質なものが多いと思うのですが、そうしたものを1分以内に編集する形でも可能でしょうか？</p>	<p>OCVBIに著作権のある動画に関しましては、編集や加工が出来かねます。但し、新規撮影にて制作する5種類以上の動画とは別に、他事業者に著作権のある動画の活用を企画提案いただくことも可能です。</p>